

伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（平成19年告示第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における既存木造住宅の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定められた伊勢原市耐震改修促進計画に基づき、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事（除却工事を含む。以下「耐震改修工事等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造在来軸組工法により建築された地上階数が2以下のもので、一戸建住宅又は併用住宅（店舗等に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 沿道木造住宅 伊勢原市耐震改修促進計画に位置付けられた緊急輸送道路及び緊急輸送道路補完道路（以下「緊急輸送道路等」という。）に接する木造住宅で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条に規定されたものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士で、神奈川県等が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局監修、日本建築防災協会発行）に基づいた講習会を修了した者をいう。
- (4) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体業者をいう。
- (5) 耐震診断 耐震診断技術者が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う木造住宅の一般診断又は精密診断をいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅が、改修後に上部構造評点が1.0以上となる工事をいう。
- (7) 除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を全て除却する工事をいう。

(対象木造住宅)

第3条 この要綱において、補助の対象となる木造住宅は、伊勢原市内に存し次の各号に該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工されたもの

(2) 昭和56年6月1日以後に増築等していないもの又は増築等に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの

(交付の対象者)

第4条 この要綱において、補助の対象となる者は、前条に規定する木造住宅を自ら所有し、居住する者とする。ただし、当該所有者が居住していない場合、自己の居住の用に供する場合に限り、当該所有者の配偶者又は一親等の親族を伊勢原市木造住宅耐震改修工事等承諾書(第1号様式)の提出により、所有者とみなすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が補助の対象とすることを特に不相当と認める者

(補助金の額等)

第5条 耐震改修工事等に対する補助金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事等に着手する前に、補助対象区分に応じて、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(第2号様式)に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第8条 前条の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その通知を受領後、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

(工事監理)

第9条 補助対象者は、耐震改修工事及び除却工事を行う場合、耐震診断技術者に工事監理をさせなければならない。

(申請の変更又は取下げ)

第10条 補助対象者は、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた内容を変更し、又は取下げをしようとする場合は、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定(変更・取下げ)申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知等)

第11条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付決定を変更し、又は取消しを行った場合には、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定(変更・取消し)通知書(第5号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第12条 規則第14条の規定による耐震改修工事等の完了の実績報告は、補助対象区分に応じて、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(第6号様式)に別表第3に定める書類を添えて、耐震改修工事等の完了の日から30日を経過する日又は3月20日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の伊勢原市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書が提出され、規則第15条の規定による補助金の額を確定したときは、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の通知を受けた者は、伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

	木造住宅	沿道木造住宅
第 5 条に係る補助対象経費 (耐震診断)	第 2 条で定める耐震診断に要する経費とする。	
第 5 条に係る補助金の額 (耐震診断)	上記の 10 分の 10 とし、10 万円を限度とする。	
第 5 条に係る補助対象経費 (耐震改修工事)	第 2 条で定める耐震改修工事及び当該工事に伴う設計、改修後の耐震診断並びに工事監理に要する経費とする。	
第 5 条に係る補助金の額 (耐震改修工事)	耐震改修工事に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額から 2 に掲げる額を控除した額とする。	
	1 上記の 2 分の 1 とし、50 万円を限度とする 2 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額	1 上記の 3 分の 2 とし、100 万円を限度とする 2 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
第 5 条に係る補助対象経費 (除却工事)	第 2 条で定める除却工事及び工事監理に要する経費とする。	
第 5 条に係る補助金の額 (除却工事)	上記の 2 分の 1 とし、25 万円を限度とする。	上記の 3 分の 2 とし、50 万円を限度とする。

別表第 2 (第 6 条関係)

耐震診断	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内図 2 住民票の写し 3 見積書 4 建築確認通知書の写し等 5 市税納付状況調査同意書 (第 9 号様式) 6 講習会修了証の写し 7 伊勢原市木造住宅耐震改修工事等承諾書 (第 1 号様式) (所有者が居住していない場合)
耐震改修工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内図 2 住民票の写し 3 見積書 4 建築確認通知書の写し等 5 市税納付状況調査同意書 (第 9 号様式) 6 講習会修了証の写し 7 伊勢原市木造住宅耐震改修工事等承諾書 (第 1 号様式) (所有者が居住していない場合) 8 改修前耐震診断結果報告書 9 現場写真 (工事前) 10 耐震設計図 11 伊勢原市木造住宅耐震改修工事等計画書 (第 10 号様式) 12 改修後耐震診断結果報告書 13 沿道木造住宅と証する書類 (沿道木造住宅の場合)
除却工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内図 2 住民票の写し 3 見積書 4 建築確認通知書の写し等 5 市税納付状況調査同意書 (第 9 号様式) 6 講習会修了証の写し 7 伊勢原市木造住宅耐震改修工事等承諾書 (第 1 号様式) (所有者が居住していない場合) 8 改修前耐震診断結果報告書 9 現場写真 (工事前) 10 伊勢原市木造住宅耐震改修工事等計画書 (第 10 号様式) 11 除却工事施工者の許可又は登録を受けたことを証する書類の写し 12 リサイクル法に基づく届出書の写し (床面積 80 m² 以上の場合) 13 除却工事への同意書 (所有者が異なる場合) 14 除却工事への同意書 (所有者が複数の場合) 15 沿道木造住宅と証する書類 (沿道木造住宅の場合)

別表第3（第12条関係）

耐震診断	<ol style="list-style-type: none"> 1 請求書又は領収書の写し 2 耐震診断結果報告書
耐震改修工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 請求書又は領収書の写し 2 工事写真（工事前・工事中・工事後） 3 工事監理報告書（第11号様式）
除却工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 請求書又は領収書の写し 2 工事写真（工事前・工事中・工事後） 3 工事監理報告書（第11号様式） 4 産業廃棄物管理票の写し